

共同研究 宮城県近代学校体育成立史の研究（I）

——明治期の宮城県における学校体育の成立と展開——

千葉昌弘・川村巖・藤井邦夫

一目 次一

序

- I 宮城県における近代学校教育の成立
- II 仙台藩における武術教育—学校体育成立の前史として
- III 宮城県の学校教育における教科「体育」の展開
- IV 宮城県における運動会の起源について

註

序

一般にわが国の近代学校教育は、明治5年(1872)の「学制」頒布に始まったと言われる。その「学制」において上等・下等両小学科の教科として「体術」が掲げられていることから、わが国における近代学校「体育」の起源を一応この「学制」に求めることができるのである。周知の如く、明治維新以来のわが国の「近代化」は、欧米先進諸国をモデルとして、それに形相的に接近するという傾向を濃厚にもつものであった。かかる歴史一般のダイナミックスが作用して、わが国の政治・経済・文化等々あらゆる分野において欧米の文物を先例とし、その形態・内容を移植導入することが盛んに推進され、教育の分野においても同様のことが行なわれた。

ところで「体育とは何か」、その定義は極めて困難であるが、それが窮屈において人間形成を目的とするという意味において「教育」と同義ないし「教育」に包括された概念として理解することができる。わが国において「体育」が学校教育において現実化するに至るのは、「学制」頒布後10年余りも経過してからのこと

であった。以後「体育」が学校教育の教科として位置づけられはしたもの、他の教科と比較して相対的に軽視され勝ちであり、教科の構造において常に副次的な教科と位置づけられる傾向があったことは否めない歴史的な事実である。

ところでわが国の体育史についてこれまで幾多の貴重な研究が残されている。しかし一般史学はもとより、教育史その他の特殊史学の活発な研究の集積と比較して体育史の研究は必ずしもその質量を誇るほどに発展をみせているとは言い難いことも事実である。これまでの体育史がともすれば中央の体育制度史であったり、スポーツ関係の団体史・協会史であったり、或いは有名なスポーツ人の競技歴や各種目の競技史であったりする場合が少なくなかったかに見受けられる。

本研究は、かかる体育史研究の一般的傾向を反省し、教育史と体育史との総合的観点から、宮城県における学校体育の成立並びにその展開の過程を学校教育の歴史過程との関連において究明することを意図するものである。

本稿は、まず論文の大綱を千葉が担当作成し、これに基づいて本研究に参加したメンバー

が各章を分担執筆、それを各自もちよって全体の調整をはかるという作業経過を経て一本にまとめたものである。執筆者の専門も異なり、問題意識も多様で統一を欠き、また共同研究を開始してまだ日も浅く、まとまった研究成果を世に問う段階に十分達しているとは言い難い現状ではあるが、共同研究初年度の一応の区切りの意味でここにまとめを報告することとした。本稿において残された多くの課題については今後更に共同研究を継続し他日改めて論じたいと考えている。なお各章末に執筆者名を記した。論述の責任の所在を明確にするためである。

I 宮城県における近代学校教育の成立

明治4年(1871)7月に廃藩置県を断行した明治新政権は、中央政治機構の再編成をおこない、「有司專制」の独裁政権としてその政治基礎を確立した。かくて明治政権は、統一的近代国家体制への脱皮をめざして政治諸般の改革に着手し、一連の開明政策を推進していった。近代的国家体制を構成する近代国民の育成をめざす公教育の組織化も上述した政策の重要な一環をなしており、明治5年(1872)8月、わが国最初の全国民的規模に及ぶ国民教育制度の樹立を宣言した体系的教育法『学制』が頒布された。この『学制』頒布をもってわが国の「教育の近代化」過程の一応の起点とみると多くの論者の共通した見解である。¹⁾

近代学校教育の成立を、幕藩教学体制から「学制」教育体制への移行なし転換との観点から、宮城県における「学制」教育の浸透なし定着の過程を若干考察しておきたい。「学制」が頒布され、各府県ではこれに基づいてその実施計画を策定し文部省に対し伺い出ることが要請された。宮城県当局は急却その作業を開始し、明治6年1月31日付を以って「小学校建設之儀伺」²⁾と題する「学制」の実施計画書を作成上申したのである。この「伺書」は宮城県当局がいかなる方針と計画のもとで「学制」を実施していくこうとしたのか、その基本的構想を示

すものとして注目される。以下に「学制」の諸規定と対照させながらその大要を紹介しておきたい。

まず「学制」では地方教育行政の基礎単位であり、学校設立の基準として、一般行政区とは別箇の独立した組織を形成するものとして構想された学区制については、「管内総戸数六万六千九百七戸、人員四拾万六千百三十九人」の管下を3中学区、「二百三十小区」をそのまま小学区と分画することとした。これは人口13万人を以って中学区、人口600人を以って小学区とする「学制」の方針を縮小解釈する措置であるとともに、教育行政の一般行政からの分離・独立という原則を否定するものであり、さらには「一般人民必ス学ハスソハアルヘカラサル」とされた小学校の設立を制限するものである。また「学制」は「綴字・習字・単語・会話・読本・修身・書牘・文法・算術・養生法・地学大意・理学大意・体術・唱歌(当分之ヲ欠ク)」と下等小学の教科目として14教科を定め、上等小学ではこれに史学大意など4科目を加え、更に選択科目として外国語など4科目が教科として掲げられていたのに対し、宮城県の実施計画書では、「読書・習字・算術」の3科目のみを教科目として定めているにすぎず、著しい教科目の縮小、教育内容の制約がみられる。更に「受業料」については、「学制」では一ヵ月50銭を原則とし、他に25銭徴収を規定しているのに対し宮城県では、貧富に応じ「上等十二銭中等七銭下等三銭」をそれぞれ徴収することとして、大巾な減額を実施している。

その他、各小学校に就学の生徒は「大略百五十人」と見込み、各校には教師三名を月給2円で雇用する方針であること、学校の「營繕費用ハ学区内富有ノ者及有志ノ者ヨリ出金」を求め、1小学校年間116円36銭余円を配分すること等々が「伺書」において述べられている。「学制」の諸計画から著しく後退し、縮小した実施計画を構想していたことが明らかであろう。かかる変容を余儀なくせしめた最大の原因が、「伺書」の冒頭に述べられている「県下並

郷村共惣戸数之几九分ハ病弊ヲ極メ今日ノ生計ニ苦ミ居候」との経済的発達の未熟がもたらす貧困そのものにあったことは異論の余地のないところであろう。

わが国の近代学校教育が、その成立を支える社会的経済的諸条件が未成熟なままの段階でその実施を強行されたのである。

上述した内容をもった「学制」の実施計画に対し、文部省は明治6年2月7日付で「伺之通」³⁾と指令し、宮城県当局の方針をほぼ全面的に認めた。県当局は急却県下の区戸長に対し布達を発し、「学制」の実施を要請するとともに、改めて「貧富ヲ不論毎戸洩無出金」すべきことを厳命している。⁴⁾ かくて明治6年3月25日の桃生郡鹿又小学校（教員3、生徒158内女子6）を最初に、寺院や民家の一隅を暫定的に教場にあて、寺子屋の師匠を教師にあてたりして小学校の設立が相次ぎ、同年12月1日の伊具郡丸森小学校（教員2、生徒159内女子39）を一応の区切りとして、「学制」実施初年度である明治6年中に230小区766町村の県下に225校の公立小学校が開設されるに至ったのである。⁵⁾ 以後の公立小学校数の推移についてみると、明治7年226校、明治9年354校、明治10年355校、明治11年357校と年々増加をみており、またそこに就学した学齢児童の就学率においては、明治6年32.6%、明治7年35.0%、明治8年40.0%、明治9年35.8%、明治10年35.7%，明治11年35.8%と、常に全国水準を若干ながら上まわる水準を維持している。⁶⁾ 現象的量的側面においては「学制」が滲透し、教育が発展普及をみせた觀がある。教育の制度化、政策渗透の状況において学校数の増加と就学率の上昇は確かに発展であり、「教育の近代化」の方向を示すことといえるのであるが、「学制」の「一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」⁷⁾との野心的ともいえる国民皆学政策の目標実現にほど遠い実情にあったのである。

この点に関し当時師範学校の校長であった吉川泰二郎は次の如く述べている。

「単ニ形体ノミヲ以テ之ヲ概観スルトキハ一言以テ盛ナリト評言セサルヲ得ス、然レトモ退テ其精神ノ所有ヲ求ムルトキハ到底器械的ノ死物ニ陥リ氣力ナキモノゝ如シ……之進歩ニ向ヒタル教育の真方向ト云フ可ラス」⁸⁾

つまり吉川は、教育の現象的側面において一見発達しているかの如く見えるが、その実質においては「進歩」とは評価しえない実態があつたことを指摘したのである。就学をめぐる貧富差、男女差、更には地域的格差が依然として解消しえずの実態があつたことはまぎれもない事実であり、この点でも「学制」実施を以って近代教育の成立と主張することには問題が残される。「学制」下の教育実態に即して問題の一部を指摘しておこう。

相次いで学校が設立された。しかしその大半のものは廃屋同然の「社寺民家ノ古造作ヲ買ヒ請取繕ヒ」⁹⁾ 暫定的に仮校舎に当てたものであり、教材・教具はもとより教授活動に必要最少限の用具すら備えることができずの状態が一般的であった。また、教員といつても大部分の者は僧侶・修驗者・習字師匠等々かつて寺子屋・私塾・家塾などの教育施設で師匠であった者であり、或いはそれらの機関で漢字・皇典・和算などの伝統的な教養を身につけ「読書算」に「通曉スル者」などを「仮教師」として任じ「急望ニ充」てたもので、いわゆる近代的教科についての教養もなく、それに有効な教育技術ももたぬ教員によって現実の教育活動が営まれていたのである。¹⁰⁾

周知の如く、「学制」では小学校教員は20才以上の男女で師範学校又は中学校の卒業免状を有する者を有資格とした。しかし現実にはそうした有資格教員を確保することは、当時の統一を欠いた教員養成政策の下では不可能であったのである。従ってそこで営まれた教育実践がいかなるものであったか、容易に推察されるであろう。

宮城県下の教育事情を視察した辻新次文部大書記官はこの点に關し次のように述べている。

「問答科ニアリテモ各自己レノ思フ所ヲ問フ

ニ非ラス」「課業書ニ記載セラル文字章句ニ依リ教育生徒相互ニ読問誦答セル者ニシテ教員生徒共ニ其言語皆同一ニ似タル」¹¹⁾と、教科書に埋没し、誦讀・暗記いっ点ばかりの教授の実態を指摘し「活用ノ途ナク殆ト死物ニ似タル」¹²⁾とまで断じている。宮城師範学校長吉川は同様に「死物ニ陷リテ実用ニ適セサル」と評価しながら、その原因を述べて「教員ノ拙劣ト本県教育法ノ其当ヲ得サルモノアルニ帰セサルヲ得ス」¹³⁾としている。

宮城県において正規の教員養成機関が設立されたのは、明治7年5月開業の官立宮城師範学校が最初であるが、その卒業生必ずしも現職に就かず地方の教員養成に当る場合が多く有資格教員は皆無に近い状態が「学制」期の常態であった。こうした事態の中で現職の「仮教師」を再教育する機関として明治8年3月、仙台に「小学校伝習学校」が開設されたのである。¹⁴⁾しかし有資格教員の絶対的不足という状況は改善されることなくむしろ学校の増加、就学生徒数の漸増現象のなかで悪化していったと言える。

物的にも人的にも教育環境としては劣悪そのものの条件の中で、寺子屋とほとんど大差ない教育が推し進められていたのである。

「学制」実施に際して宮城県当局が予見した「県下並郷村総戸数ノ几九分ハ病弊ヲ極メ、今日ノ生計ニ苦ミ居候……何様説諭ヲ加ヘ候得共、御規則ノ通一時取撤創立仕候儀出来兼候」¹⁵⁾という事態が現実のものとなっていたのである。

以上、宮城県における近代学校教育成立の過程を、「学制」政策の浸透という観点から粗略に考察してきた。以上の考察を踏まえながら若干の整理を試みておきたい。

第一に、宮城県において「学制」の実施への取組みが極めて迅速に、しかも従前学校を「悉ク廢棄」するという徹底した方針で行なわれたことが指摘される。このことは「学制」政策がいかに半権力的強制的に推進されたかを示すものであろう。第二に、宮城県当局が策定した

「学制」実施計画書は、「学制」の指標・教育計画からすれば、非常に後退したものであったことが注目される。これは、人民の教育に対する関心が低かったからというよりはむしろ「学制」の実施を支える当時の社会経済的条件が未成熟であったことを反映したものと言えよう。第三に、学校の設立、就学児童の増加等急速な公教育体制の形成が企図されたが、就学をめぐり地域的格差はもとより貧富差、男女差が解消しえず四民平等無差別就学を実質的には実現できなかった。第四に、「読書算」を中心とした教科編成、寺子屋師匠を中心とした教員構成に特徴づけられるように、教育活動・教授形態において寺子屋的形態からの脱皮というよりはその発展的継承がみられること。

上述した実態に即して言えば、教育の量的形式的側面における漸進的発達のプロセスに反し、教育の質的・内容的側面における遅滞現象が顕著にみられることが指摘される。¹⁶⁾

「教育の近代化」＝「近代学校教育の成立」を問題にする場合、「教育対象の拡大化」と「教育方法の近代化」という両側面を分析視角として設定することが一般に認められるが、より実質的、厳密に「教育の近代化」過程を究明するためには、教育の内実、即ち教則（教育内容）・授業形態・教師・教育技術（教育方法）等々いわゆる教育実践を構成する諸々の要素に、より立入った検討が加えられなければならないと言えよう。

学校体育という一教科の成立及びその内容と展開に着目する本研究は、近代以降のわが国における学校教育発展の内実を再検討するための一つの試みでもあるのである。まず宮城県における近代学校体育成立の前史として仙台藩における武術教育について次節に考察しておきたい。

(千葉昌弘)

Ⅱ 仙台藩に於ける武術教育

—近代学校体成立の前史として—

仙台藩は藩政時代文教が興隆した地方であった。それは一面に於いて徳川幕府の文教政策であったと思われるが、他面藩祖政宗を初めとして歴代の藩主が儒者、僧侶を優遇し、学問を尊び、その普及に努めたことに起因すると考えられる。

ところで仙台藩文教の中心をなしたのは藩校養賢堂である。今、養賢堂の沿革をたどりつつ、そこに於ける武術教育について宮城県における学校体育成立の前史として考察してみたい。

仙台藩に藩校を建立する萌芽は「慶長7年（1602）藩祖中納言伊達政宗仙台城ヲ創建シ政令ヲ修シ士民ヲ撫綏ス然レトモ偃才未タ日アラス將兵偏武ニシテ文事少シ」¹⁾との考え方から、元和7年（1615）儒者谷傳左衛門を「儒臣トナシ嫡孫光宗ノ侍讀タラシム」²⁾とあることによって、藩祖政宗までたどることができる。当時は戦国時代の末期で仙台藩も文禄の役（朝鮮出兵、1592）、関ヶ原の戦（1600）等に参戦し、将兵は必然的に武術練磨を励むことが、身心の鍛錬、生活の上からも、職能の上からも要請され、それが奉公であり、武士として立身出世する道でもあった。と同時に武士は「文」も併せて勉め、仁、徳、忠、孝、の人倫の道も修めた文武兼備が武士の理想的像であった。例えば家康が慶長20年に発布した「武家諸法度」の第一条には「左に文、右に武は古よりの法なり、兼備せざるべからず」とあり、文と武は偏してはならぬと説かれ、また薩摩藩の教訓には「文武は車の両輪、鳥の両翼の如し」と文武の関係が述べられている。これらのことから文武両道の円滑な発達と良き人材育成を通して藩政に貢献しようとの考え方から諸藩が競って藩校を設立し、その普及発展に努めたのである。

徳川幕府三百年の繁栄の基礎も漸く確立しつつあった頃、仙台藩二代藩主忠宗の治世となり、忠宗は「数輩ヲ擧テ儒教ヲ布ント悠スルモノ戰國ノ餘習未タ除カス土民德義ヲ重ンスルモノ

少シ」³⁾との考え方から、偏武による弊害を儒教を通して忠孝、信義、礼儀、作法を土民に教授し、その「道理を明らかにして、事に通じ、業を身につける」⁴⁾ことを強く求めたのである。これが藩校建設の気運を生じさせるのである。当時各藩は財政困難、士卒の頽廃した時でありこれを克服するため、各藩共僕約の励行と藩政維持を目的として藩校を設立するにいたるのであり、仙台藩も同様に「國政ヲ修シ領内の士民彬化ニ嚮ヒ忠孝節義」⁵⁾を当面する教化の目標としたのである。

五代藩主吉村は元禄16年（1703）「僕約令」を出して自ら率先僕約を旨としながら、他方では仙台平、八ツ橋織、堤焼、白石温麺等の産業を興して経済の貧困を救済するとともに、藩政を修める人物を育成する目的で、享保19年（1734）「葦幸七郎東山と號シ吉村儒臣ト為ス於是議ヲ入レテ学校ヲ興サントスルノ議ヲ獻ス」⁶⁾のである。しかし時期尚早であるとして入れられなかつたが、翌「享保20年（1735）3月高橋友右衛門（玉済）より再び吉村に対し藩校設立の要を進言し」⁷⁾この結果翌元文元年（1736）藩校養賢堂は創立されたのである。

養賢堂は開校当初は文学学校として発足したが、後十代藩主斉宗の治世、文化年間に大槻民治を学頭に迎えその規模を拡大し、新たに武術を教化種目に加え文武の諸術を教授するなど、しだいに文武総合学校としての体制を整えたのである。

養賢堂の「武芸所（道場）は剣、槍術共同道場一棟、柔術道場一棟、にまとめ屋外施設として馬場があり」、その他の武術は何れも師家道場で行った⁸⁾とある。

また藩校の財源については「文政ノ初メ荒田壹萬弐千石ヲ附シテ永世ノ經費トス然レトモ全地熟田ニ至ラサルノ間ハ毎年金ヲ以テ其不足ノ額ヲ補フ大概年々六・七百両ナリ」⁹⁾とあり当時として相当の経費であった。教員数は学頭1名、同添役2名同指南統取2名を含め用辨まで135名、事務員は締役以下蔵守まで73,4名であった。生徒概数は寄宿生徒25,6名、通学生徒概

数 890 名で、学費は役付の者は藩費で、無役の者は自費二人扶持を納めた。

師家道場へ通学の者は当初道場費と師範への謝礼を納入したが、その後藩学校奉行の掌握する時点より藩費負担となったのである。

士卒の頽廃に対する士風の刷新を計るための奨励策として採用された遊学制度については、特に元禄以降怠惰に対する罰則と並行して行なわれ、仙台藩では「最学業上進ノ者ハ藩費ヲ以テ他国ニ遊学セシム」¹⁰⁾ とあり、藩費遊学も許可したのである。

その後嘉永 3 年（1850）になり教化種目に砲術、操銃、洋式調練が加えられ、十二代藩主齐邦の治世、安政年間の初めには川内に小学校を設け、学規、教則を養賢堂に準じて制定して、仙台西部の門閥子弟の講学所とし、また養賢堂構内に「日講所」を設け、從来「藩立学校ニ入学スルコトヲ得ス家塾、寺子屋ニテ修学」¹¹⁾ していた商人、農民の子弟を就学の対象として加え、庶民の教育場とし教化の対象を拡大し宏大的な規模の藩校となつたのである。

養賢堂の教化科目についてみると「漢学、歌学、蘭学、魯学、算術、筆道、習礼及ヒ兵学、剣槍術ナリ」¹²⁾ とあり、他の藩に比較し文道を重視したことが窺われる。特に魯学、算術が教授されていたことに大きな特色があり、進歩的であったことが察せられるのである。

ところで藩校教化種目中の武術についてみると、「兵学（長沼流、信玄流）、剣術（新陰流二家二、六、九ノ日）、一刀流一家（一、四、五ノ日）、槍術（種田流三、七、十ノ日）」¹³⁾ とあり、その後西洋学問所を開いた嘉永 3 年（1850）には「砲術、操銃、洋式調練」を加えるようになったのである。藩校の授業時間についてであるが午前 10 時より午後 2 時まで行なわれるのが通常の場合で、土用、寒稽古の時は午前 8 時より午後 4 時まで行なわれた。

ところで全国の各藩校に於ける武術についてみると、当時「武芸六芸」と言われ、「弓、馬、槍、剣、砲、柔術」が種目として実施されていたというのが一般的の傾向で、雄藩仙台藩も

例外ではなかったと考えられる。

今村嘉雄氏の研究成果によれば「195 藩の実施されていた武術種目は 55 種あり」¹⁴⁾ その中で 140 藩以上実施していた種目を種目別に集計すると、「兵学（141 藩）、弓術（165 藩）、馬術（167 藩）、槍術（180 藩）、剣術（185 藩）、柔術（149 藩）、砲術（167 藩）」¹⁵⁾ となり、武術の中でも剣、槍、馬、砲、弓、柔術、兵学等が最も盛んであったことが判明する。

ちなみにその種目に近似したものを含めて集計してみると、次のとおりである。

| | |
|----------------------------|-------|
| 「剣術（居合、抜刀、野太刀、柄太刀、甲冑太刀を含む） | 222 藩 |
| 砲術（火術、銃術、砲兵、操銃） | 208 藩 |
| 操練（練兵、歩兵、銃陣、調練） | |
| 槍術（鎧槍） | 181 藩 |
| 馬術（軍馬、要馬、調馬、水馬） | 174 藩 |
| 弓術 | 165 藩 |
| 柔術（拳法、拳搏、組打、腰廻、小具足、和力） | 165 藩 |
| 兵学 | 141 藩 |

全体からみて約 89.07% に当る」¹⁶⁾ のが「武芸六芸」であり、「武芸六芸」がその主要な武術教育の内容であったとみることができよう。

次に養賢堂の施設についてみると、先に引用したように「剣槍術道場一棟、柔術道場一棟、屋外施設トシテ馬場」¹⁷⁾ があったとされることから、該当する武術を実施するに足る施設を具備していたと考えられる。また藩校の武術指導者数をみると「兵学 2 名、剣術 3 名、砲術 1 名、槍術 1 名」¹⁸⁾ とあり、これらの種目も教化種目として採用していたとみるべきであろう。また仙台藩領内は昔より優秀な馬産地であり、藩祖政宗が家臣支倉六右衛門をローマに派遣した際、帰路駿馬（アラブ種）18頭を携行し馬匹改良に尽したし、更に山形友輔清定を流祖とする山形流の馬術を家中に奨励し、馬術の振興に努めた。また良質の鉄、亜鉛、鉛を産出し、また葛西、大崎両家の所持した鉄砲がそのまま引継がれたりして他藩に比べ鉄砲が予想以上に多いので、大阪冬の陣に於いて徳川幕府は伊達勢参

戦のため作戦を改めたこともあった。歴代藩主も鳥銃を嗜み砲術が奨励され、その指南も各流派があったと『伊達家秘録』¹⁹⁾（宝暦6年、1756）に記されており、後の洋式砲術と共に奨励されていたとみることができる。ましてその昔葛西、大崎氏時代より馬術、砲術などが盛んであった土地柄だけに教化種目として加えられていたと推定される。

さて仙台藩政時代において実施されていた武術流派を『体育史資料年表（今村嘉雄著）』によると次の通りであった。

| | | |
|-----|--------------------------------------|-------|
| 「兵学 | 信玄流（甲川流）、謙信流、山鹿流 | {10流} |
| 弓術 | 雪荷流（雪花流）, | {11流} |
| 馬術 | 山形流、洋式馬術（軍馬練兵） | { 7流} |
| 槍術 | 種田流、疋田流、風傳流、月下一旨流、岡野流、本心鍊智流 | {14流} |
| 剣術 | 新陰流、一刀流、柳生流、四兼流、飯塚流、佐川新陰流、真陰山流、香取神刀流 | {42流} |
| 砲術 | 外記流、南蛮櫻木流、不易流、安盛流、東条流、西洋流 | {10流} |
| 柔術 | 真極流、日本伝三浦流、目傳流、制剛流 | { 8流} |

備考 { } の数字は『宮城県史卷18』

P.385～P.394によるもので藩政時代行なわれた流派の数で、多くの流派があったことがわかる。

以上の武術及びその流派の一部が仙台藩で実施されていたものと思われる。

当時の藩の武術教化種目の変遷を歴史的に考察すると、中世末期、江戸時代前期は槍が重視され、武士の携行した刀の操法として剣術も重視されていた。しかし近世初期鉄砲の伝来進歩によって、弓、槍はその価値を次第に失ない、以前の和式砲術に替り洋式砲術の出現となるのである。しかし弓、馬、槍、剣術は比較的格式の高い武士の間で実施された習性があり、砲、柔術は格式の低い武士の間で行なわれていったこともあって弓、馬、槍術は藩校の中心的種目と位置づけられていたのである。

藩校に於ける武術の到達目標は藩によって異なるが、仙台藩での武術は免許を以って目標としており、文道との比較は「四書五経大義ニ通スルモノハ武術ノ免許以上ニ超ルモノト公認ス」²¹⁾とあり、藩校の教化目標は文武を修めることにあると規定し、「孝弟ノ道ヲ修メ文武ノ学ヲ成就シ國家ノ用ニ相立チ申ス可キ」²²⁾人物を育成することが最終の目標であったとみることができる。しかし仙台藩の場合には武道より文道への偏向がみられた。しかし藩内での武術、及びその流派の多いことからして藩校以外の師家道場では武術が盛んであったことが窺える。

武術にはそれぞれに発生的由来があり、従つて歴史的な背景が大きく作用する。中世末期に至り戦闘に始終した時代には、只生死の間に攻撃、防禦の体験に始終した。その後近世に移り泰平の時代となり、その生死の間に得た独得の技法を組織体系づける時間的余裕ができ、そこに武術の流派ができ、幼稚なものから高度なものへと進歩し、江戸時代中期が最も武術流派の発生をみたのはそのためであった。しかし武術の流派も時の流れと共に盛衰があり、武技の型が次第に発展して一般的なものとなり、武士だけのものでなくなったのである。

嘉永安政以後には洋式砲術の出現により従来盛んに行なわれた騎馬、弓、槍術、和流砲術はその価値を失ない、「洋法ハ高島秋帆、佐久間象山等、之ヲ傳へ、徳川幕府ヨリ諸藩ニ至ルマデ競ヒテ此ニ據リテ兵制ヲ改革シ、幕府ノ講武所、諸藩ノ武学校、皆之ヲ教授セザルナシ」²³⁾とあり重視されるようになった。仙台藩に於いても濱の河原に調兵所を設置し、嘉永3年（1850）教化種目に洋式砲術、操練を加えたのである。

幕末に至り「安政3年（1856）は小田原藩校集成館で練兵をはじめ、幕府は2月12日駒場で西洋調練あり」²⁴⁾とあり、蘭、仏、英國の調練書を翻訳する必要に迫られることから西洋体育の輸入の基盤が形成されるようになっていったのである。

ここに至って、中心的教化種目であった弓、

馬、和流砲術は安政を契機とし次第に廃止の方向にむかったのである。藩校に於ける武術の廃止年度を資料によると次の通りである。弓術は安政3年(1856)加賀藩で廃止してから、明治3年(1870)年の鳥羽藩まで、そのうち多くの藩は明治元年で廃止し、つづいて和流砲術、柔術、薙刀、槍術、和流馬術、兵学、剣術、居合の順序で明治3年²⁵⁾までには、封建制度の崩壊と共に、凡んど廃止された。

以上仙台藩養賢堂を中心に藩政時代の武術教育について述べたが、その教育理念は武技の練磨を通して精神の養成を目的としたものであったと言える。それが武道は精神の教育であると言われるところである。特に藩政時代の武術修業の「技」は勝つための技であるが、勝負を超越しようとする精神を養成することを目的とした精神教育であるのに対し、近代以後の体育は身体運動を手段としての健康増進と人間形成である点で相違があると言える。

明治5年我国に「学制」がしかれた。時あたかも欧米文化を取り入れるに急な時代で、当然藩校の主要教化種目の一部であった日本古来よりの武術を捨て西洋体操法に移行した。そのため我国伝來の武術は学校体育の種目から、一時姿を消すことになったのである。しかし、日本古来の武術である柔道、剣道、弓道のもつ使命の重要さを学校体育の中に加えることは当然であると考える人々が、例えは明治13年(1880)尾崎行雄の尚武的体育論である尚武論、当時としては西洋思想、事情にも詳しく単なる国粹論者でなかった福沢諭吉の尚武論、また東京医学校の教師であった医学者ベルツが日本人は古来の武芸を捨ててしまえば強壮な体はあり得ないと主張等々があったのである。そのことが次第に一般社会、政府、議会に反映されて、明治20年代以降日本古来の武術であった柔、剣、弓道が学校体育の中に採り入れられることとなつたのである。

(川村 嶽)

III 宮城県の学校教育における教科「体育」の展開

旧幕時代から明治時代へと継承された在来の「武術」教育を、「学制」以降のわが国における学校体育と連続させて把握することには多くの問題が残るとはいえ、それが直接間接に学校体育成立の基盤形成に一定の役割を果たし、また明治20年代に至っての国運隆盛を極めた時期に「武術」の学校体育への進出があり、明治44年には正課として「武術」が採用された等々の事情から考えて、「武術」教育を学校体育成立の前史として取扱うことも重要なことと思われる。この点に関し考察を試みた前節を受ける本節では、宮城県における学校体育の成立とその展開の過程を、主として教則(カリキュラム)編成における教科「体育」の位置づけと内容等を中心に考察してみたい。

明治5年(1872)8月頒布の「学制」(明5,8,3文部省布達第13号)は、その第27章で小学校における教科を規定し、「綴字・習字・單語……」などの教科とともに、今日では「健康・保健・衛生」教育を意味する「養生法」と、運動教科ともいべき「体術」の両科を体育的教科として掲げている。¹⁾ これがわが国の学校教育の教科として体育を公的に規定した最初のものである。ところがこの「学制」に規定の諸教科を各等級(学年)に配分し、それに使用する教科書、内容・程度、教授方法等の大要を示した「小学教則」²⁾(明5,9)において、「養生法」については「養生法健全学等ヲ用テ教師縷々口述ス」として、下等小学第3級から同第5級までの各級において週2時間実施することが規定されたが、「体術」については内容はもとより教科名すら完全に削除されてしまっている。これは、その当時文部行政当局において「体育」についての統一的見解を持っておらず、従ってその実施についても確たる方針を抱いていたなかったためであろうと考えられる。例えば、わが国において最初の『教育学』³⁾という書名の本を公刊した伊沢修二が同書の中で「Physical Education」の対訳として「身体

上の教育即ち体育」（傍点筆者）という概念を用い、或いはまた「体育」という熟語が一般に用いられ、公文書などで統一的に使われるようになつたのは、明治11年（1878）の体操伝習所設立を契機としている等々の事情⁴⁾を併せて考慮するならば、「学制」実施前後における「体育」の実施について明確な方針を欠除しているという事態が当然あり得たと考えられるのである。

前節（第Ⅰ節）において触れた宮城県の「学制」実施計画書の一節に「一小学校一カ所教師三人、読書・習字・算術……」⁵⁾とある。つまり「学制」に規定の「養生法・体術」などの体育的教科を実施する意向は全くなかつたことを示すものであり、実際に明治6年7月開校の「木町通小学校」の『沿革』⁶⁾によれば教授科目は「読書・算術・習字ノ三科目」と記録されていることなどから、「学制」施行の直後の体育不在の実態を確認することができるのである。体育のみならず、他の教科についても「学制」に規定の教則を規範としてそれを積極的に実施するという志向はみとめられないというのが当時の全国的な傾向であった。このことは「文部省年報」（明治6年以降）所載の全国各府県の「学事報告」によって明らかである。

明治6年5月「小学教則」⁷⁾が改正公布された。（明6,5,19）文部省布達第76号）この教則では先の「養生法・体術」に代つて「養生口授・生理・体操」が体育的教科として規定され、その具体的な内容について次のように説明されている。「養生口授」は「養生法健全学等ヲ用ヒ口授ス」とあり、下等小学第5級から同3級に在籍する生徒に、週1時間課すものとされ、「体操」については下等小学第1級において「一日一二時間」程度、その内容は「樹中体操図、東京師範学校板体操図等書ニヨリテナス」⁸⁾もの、また「生理」については、上等小学第1級において「教師自ラ身ヲ生養スル所以ノ理ヲ口述ス」と記され、それぞれ説明されている。「体術」が「体操」と改称され、新たに「生理」という保健教科が規定された点が注目

されるが、教科の編成において先の教則と同様、副次的教科として位置づけられている点では共通しているとみられる。

ところでこうした「教則」編成において体育的教科が副次的とはいえ教科として位置づけられたにもかかわらず、実際には教科「体育」はほとんど実施されずという事態が生じていたと思われる。例えば、明治11年（1878）宮城県下の教育事情を視察した文部大書記官辻新次は、その報告書の中で、

「……一定ノ教則ヲ以テ同一ノ教科ヲ授ケリ、是唯知育ノミ厚ク務メテ未タ曾テ体育ニ注意セサル者ト云フベシ……」⁹⁾（傍点筆者）

と述べている。体育不在の実態を指摘した一節であろう。また、明治11年6月の萩塙小学校の第6級の教則についてみると、「史学（国史略）・算術（分数・小数）・理学（物理）・文科（日用応答文）・地理学（兵要地理）」¹⁰⁾と規定されている。これによって明治10年段階の小学校教育における体育不在の実態が改めて確認されるのである。こうした事実から教科「体育」は実際には行なわれず、相撲・駆っこ・石投げ等、いわゆる子どもの「遊び」の中で体育が教育的には未整備のままで実施されていたということができるのではないだろうか。

ところで明治7年5月開校の官立宮城師範学校では、開校以来その教則は東京師範学校の教則に準拠するものであった。それを明治8年12月改正したが、教則については「小学授業法・文学・地理学・史学・数学・物理学・博物学・化学・修身学・生理学・経済学・記簿法・画学・体操・唱歌」¹¹⁾（傍点筆者）の教科が掲げられている。このうち「生理学」についてはその指定教科書として『人身窮理』¹²⁾『百科全書養生篇』の二書が挙げられ、また「体操」については、1日5時間週30時間の課業時間「ノタルヘシ」¹³⁾とされ、教科外活動として位置づけられているのが注目される。

いずれにしても体育的教科が教則に位置づけられた最初であるが、実際にはどうであったか、史料的限界からその詳細を明らかにするこ

とはできない。今後の課題である。

ところで中央のレベルでは、明治10年代を前後してわが国の学校教育における体育不在の事態が指摘され、体育の重要性を主張する識者も現われ始めている。その代表的な人物は、明治6年来学監として「学制」教育の普及に貢献したダビッド・モルレー (David Murray, 1830—1905) である。¹⁴⁾ モルレーは、文部大輔田中不二麿に対し提出した意見書の中で「教育ハ人材ヲ陶冶スルヲ基本ニシテ努テ人ヲシテ其身体ヲ運動シテ健全ヲ得セシメ……知識有テ能ク事物ヲ興シ道理有テ能ク善惡ヲ弁シ体育有テ能ク之ヲ施行ス」¹⁵⁾と、いわゆる三育主義の立場から体育の教育的意義に言及している。こうしたモルレーなどの主張を背景としてスペンサーの教育論が翻訳紹介され、知育・德育とともに体育の教育的意義についての認識が次第に深まつていったのである。そして体育の振興について国家的なレベルにおいて本格的に取組む姿勢を具体的に示したのは、明治11年10月、「専ラ体育ニ関スル諸学科ヲ教授シ以テ本邦適當ノ体育法ヲ選定シ、体育学教員ヲ養成スル所」¹⁶⁾として開設された体操伝習所の設立であった。この体操伝習所の設立を契機としてわが国の学校体育は「軽体操」の時代を迎えるのである。そこで指導において中心となって活躍しがリーランド (G. A. Lealand)¹⁷⁾ であり、その通訳に当たったのが坪井玄道¹⁸⁾であった。このことは既に広く一般に知られた事柄であるが、坪井玄道は、リーランドの通訳として体操伝習所へ迎えられる直前、即ち明治8年から同11年に至る期間仙台に在り、宮城英語学校、仙台中学校の教員として活動していたのである。

その坪井が在職中の仙台中学校が、明治10年4月定めた「教則」において、宮城県における中等教育機関として初めて「体操」を必修教科として規定するということが行なわれたのである。その一部を示す。¹⁹⁾

下等第6級

綴字・習字・読方・会話・翻訳・体操

上等第4級

文法・代数学・幾何学・歴史・理科・地理経済学・図法・作文・翻訳・体操

また同教則とともに、同校で使用の教科書45冊の書目が示されており、その中に、バックル『文明史』、ウイルソン『小綴字書』などの翻訳教科書と共に体育関係として、カットル『生理学書』²⁰⁾が挙げられている。「体操」とともに保健教育が何らかのかたちで実施されていたと思われる。いずれにしても体育不在の事態が広範にみられていた当時、仙台中学校において「体操」を必修教科として位置づけたことは注目されてよいであろう。そして重要なのは、仙台中学校教則において「体操」が必修科として正規に位置づけられて以降宮城県の諸教則に「体操」教科が確実に規定されるようになったことである。

例えれば、明治12年8月（「学制」廃止の直前）改正した「宮城県小学教則」²¹⁾の下等第6級の教科は「読書・問答・算術・体操」の4教科編成となっており、「体操」が「読書算」に次ぐ必須教科として位置づけられている。これは後述するように「学制」の教則を簡略化したといわれる明治12年の「教育令」において「体操」は随意科目として位置づけられた教科構造とも異なるものであり、仙台中学校教則に誘引された県独自の判断に依るものと考えられる。ところで明治10年代に至って体育の教育的意義についての認識が高まるなかで体育的教科が「体操」として教則に規定されるようになってきた事情については、上述した教則の変遷によって理解されるが、運動教科「体操」と並んで体育教科として重要な他の側面である保健・衛生に関しては、小学校教育の段階においてほとんど顧慮されることがなかったという事実も重要である。つまり教科の構造において「体操」に偏し、保健・衛生に関する教育がほとんど放置ないし無視されるという傾向が明治10年代に至り顕著となったということであり、運動教科に偏向した体育という傾向が、教則編成において現われ始めたということである。

廃藩置県から西南戦争にいたる時期の相次ぐ

士族の反乱、自由民権運動の激化、農民の騒擾という政治的コンテキストの中で「学制」の実施が強行されたが、その実施の過程で幾多の矛盾を露呈し、明治12年（1879）9月、「学制」に代って「教育令」が公布された。（明12.9.29、太政官布告第40号）官僚による公教育の集権的支配体制を基本的には存続しながらも、地方教育行政制度において、学区取締体制から学務委員体制への変革をもたらし、教育行政の地方分権化を推進し、その限りでは地域の実情や特殊性、ないし民情に即応した教育を実施することを可能にしたのである。²²⁾ 教則の画一的実施が是正され、教則編成権は府知事県令から町村学務委員の手へと移され、実際には現職教師によって運営されることになったのである。「教育令」で規定されている学科課程は必要最少限にとどめられ、「学制」にくらべて整理統合されているのが特徴である。小学校の必須教科は、「読書・習字・算術・地理・歴史・修身」の6教科にしばられ、「体操・生理」などの体育的教科は、「野画・唱歌・物理・博物」などとともに随意加設教科とされた。²³⁾ ここで注目されるのは、修身科が必須教科の末尾に加えられたことと体育的教科が必須から加設科目へとその位置を転じ、法律的には「学制」の場合より後退てしまっていることである。これは、体育が教育的に軽視されてよいと認識されたからではなく、「学制」下における体育不在の実情がそうさせたものと理解すべきであろう。

地方の自主性に委ねることを原則とした「教育令」は、それが現実化する余裕もなく、翌明治13年12月改正公布され（明13.12.28太政官布告第59号）こととなった。この「教育令」から「改正教育令」²⁴⁾への移行は、教育行政制度において中央統制を復活するとともに、儒教忠孝倫理の再編成による国民德育の強化を中心とした教育内容に対する行政に大きな変化をもたらすきっかけを準備したのである。

「改正教育令」は、その第23条において、「小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編成シ文

部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ」と規定し、この規定に従って明治14年5月「小学校教則綱領」²⁵⁾（明治14.5.4、文部省達第12号）が公布され、以後全国の小学校のカリキュラムはすべてこの「綱領」に準拠せねばならないことになったのである。「改正教育令」では小学校の必須科目・随意科目ともに「教育令」と同様であるが、「修身」が教科の首位に置かれ、「綱領」によれば、その目的は「簡易ノ格言、事實ニ就テ徳性ヲ涵養シ兼テ作法ヲ授ク」等と定められ、最重点教科と位置づけたのが大きな特色であった。さて「体操」について「綱領」は「初等科ノ初ハ適宜ノ遊戯ヲ以テ之ニ充ツ、漸次徒手運動ニ及フヘシ、中等科及高等科ニ至テハ兼テ器械運動ヲナサシムヘシ」とその具体的な内容を規定した。学校体育が運動教科「体操」に局限され、保健衛生教育が放置されるという、わが国の戦前における学校体育の性格が明確に打出されるにいたったのである。ところでここで注目すべきは「体操」が教科の構成において必須科目として位置づけられ、その教育的意義が主張される場合、それは体育本来の意味においてというよりは、「学制」以来の知育偏重を批判し德育重視政策との関係、当時の公教育が要請する「徳」や「精神」への第一義的な関心から論理的に導き出された体操重視論であったということである。それが表面化するのは明治20年代、学校体育に「兵式体操」が導入されてからのことである。

ところで、「体操」が教科として教則に規定され、実施の法的基盤が形成されながらも実際には混迷の状態を依然として続けていた。例えば、外記丁小学校の『教育議会誌』明治16年9月の項において「体操法ハ從来誠ニ不規則ニシテ充分ノ功ヲ見ル能ハサルカ如シ」との見地から、その具体的実施の方策について教員の間で論議が展開され、その結果「体操定日一週間に三日トシ、一日一時以内演習スルコト」と特に決議がなされるということがあった。²⁶⁾ 明治16年段階における体育不振の実態を窺せるものと言えよう。

明治16年12月、改正「徵兵令」は、官公立の中学校・師範学校に対し、「兵式体操」の前身である「歩兵操練」を課すことを求め、翌17年頃からそれが全国的に実施されることとなつた。²⁷⁾ 「歩兵操練」はやがて明治19年（1886）いわゆる森有礼文相の諸「学校令」によつて「兵式体操」として制度的確立をみるのである。森は、三育主義に立脚しつつ知識・徳義・身体の三能力を、儒教の説く智・仁・勇の三徳に対応させながら「身體健強ナレバ則精神亦自ラ發達シテ怠弛セザルナリ」²⁸⁾と主張して「兵式体操」の陶冶的価値を説き、学校体育へ「兵式体操」を導入した。即ち尋常小学校は「遊戯・軽体操・隊列運動」、尋常中学校においては「普通及兵式体操」が、更に師範学校においては、寄宿舎の兵営的編成・管理が実施されるとともに「生兵学・中隊学・行軍演習」等を内容とする兵式体操と普通体操がそれぞれ学校体育の内容と規定されたのである。²⁹⁾ これによつて普通体操と兵式体操の並立による教科体育の構造が形成されたと言えよう。

この「兵式体操」の宮城県への滲透の情況をみると、宮城尋常師範学校では週6時間、宮城尋常中学校では週3時間、宮城農学校では週2時間、仙台徒弟実業学校では週2時間等々の

「兵式体操」が、明治20年前後する頃から実施されている。³⁰⁾ 小学校の場合は、隊列運動として、或いは課外の運動会などにおいてその内容がとり入れられている。「武術（道）」がそうであったように、兵式体操は、日清戦争後の軍国主義・国家主義というエネルギーに支えられ学校教育のなかに、急速且つ確実に定着していったのである。

あえて限定を要しないが明治期の学校体育は、運動教科「体操」を「体育」と把握して実施されるという傾向が濃厚であり、そのためには保健・衛生教育という側面が軽視ないし放置される結果を招いた。それが明治期の学校体育の一つの大きな特色であると同時に限界でもあったと思われる。

かかる学校体育のあり方に対し一定の批判的

見解をこめてその改革を提唱したのが、川瀬元九郎、井口アグリ、坪井玄道、高島平三郎らであった。彼等の主張が、わが国の学校体育に影響を及ぼし始めるのは、明治末期から大正期にかけてのことである。この点については機会を改めて考察したいと考えている。

以上、明治期を中心に宮城県における学校体育の成立と展開の過程を、教則編成における体育教科の位置づけを中心に若干考察してきた。なおそれとの関連で運動会の成立経緯については次節において考察することとした。また、本稿では、学校体育とスポーツ活動との関連についても当然論及すべきであると考えたが紙数の制約から触れずに終った。この点も他日稿を改め考察したいと考えている。

（千葉昌弘）

IV 宮城県における運動会の起源について

明治20年代以降、全国的に急速に普及をみせた運動会は、小学校祝日大祭日儀式に集約的にみられる儀式中心の德育・体育奨励の「学校行事」として位置づけられたところに、それが普及した基盤があった。

ところで前節において考察したように、わが国における学校体育が本来、運動と健康衛生という両側面の教育的役割・機能を果たすべきことが主張され乍ら、実際には、運動としての側面への偏向を余儀なくされ、「体操」による「体育」という色彩を濃厚にし、明治19年の学校令によって「普通体操・兵式体操・遊戯」を学校体育の内容として採用することによって、「体育」の運動への傾斜が一層強まったかに見受けられる。

こうした事情を背景として明治20年代以降急、速な普及・発展をみせた運動会について、宮城県の場合について若干、考察してみようというのが本節のテーマである。

わが国、最初の運動会は明治7年（1874）3

月16日東京築地の海軍兵学寮で行なわれた「生徒競闘遊戯会」であるとされ、この運動会は次のような「遊戯番附」の下に行なわれたといわれている。¹⁾

- 1) 雀雛出巣（すずめのすだち）
12才以下の生徒による 150 ヤードの距離を平駆すること。
- 2) 燕子学飛（つばめのとびならひ）
15才以下の生徒による 300 ヤードの距離を平駆すること。
- 3) 秋鷹群翔（あきのむくどり）
15才以上の生徒による 600 ヤードの距離を平駆すること。
- 4) 晓鴉亂飛（あけのからす）
300 ヤードの距離を限って見物人に競争させる、ただし兵学寮管轄の者に限る。
- 5) 文魚閃浪（とびうをのなみきり）
長飛（巾跳）
- 6) 大魚跋罝（ぼらのあみごえ）
高飛（高跳）
- 7) 老狸打礫（ふるだぬきのつぶてうち）
玉投げ
- 8) 乳猿避抜（こもちざるのかけぬけ）
15才以上の生徒が10才以下の生徒を荷て 200 ヤードの距離を平駆すること。
- 9) 狂蝶趁花（てふのはなおび）
二人三脚
- 10) 青蛉飄風（とんぼのかざがへり）
棒高飛
- 11) 野鶴出籠（かごのにげづる）
競歩
- 12) 挽馬脱轍（ばしゃのはなれうま）
50 ヤードを目隠して駆ること。
- 13) 白鷺探魚（わしのいなとり）
ハードルの飛椅子。
- 14) 神鷹捉魚（わしのいなとり）
豚の走るときその尾を握ること、ただし一度にしてその尾を握るにも時間を限る。
- 15) 玉兎躍月（うさぎのつきみ）
三躍ごとに立つこと。
- 16) 彌猴愉桃（さるのももとり）

鶏卵20個を1 ヤードごとに置き平駆してこれを拾はしむること、ただし 200 ヤードの距離内にて20番の鶏卵より標柱に到る間を 40 ヤードとする。

- 17) 須浦汲潮（すまのしをくみ）
頭上に水桶を載きて平駆すること、ただし 50 ヤードの距離内にて水を持帰ること、最速にしてその分量のもっとも多き者が勝利とする。
- 18) 中原逐鹿（もろこしのしかおひ）
先に豚を放ちし時にだれもその尾を握る者あらざれば今までこれを放って遊戯の結局となす。

この運動会は英國中等士官、シントジョン氏、下等士官シプソン氏、チップ氏ら英國士官によって指導されたもので、陸上競技を中心としたスポーツ的性格と競争遊戯にみられるレクリエーション的性格との混在であったとみることができる。

これに次ぐのが明治11年（1878）5月25日に北海道の札幌農学校で行なわれた運動会で、²⁾この運動会は学生自身の手で挙行されたものであり競技種目は走・跳・投・競争遊戯で構成されていた。

- 例えは走技では、
- 1) 百碼電奔， 2) 二百碼奔， 3) 四分一英哩競争， 4) 半英哩競争， 5) 一哩競争
- 跳技では、
- 1) 疾走巾跳， 2) 疾走高跳， 3) 疾走棒高跳
- 投技では、
- 鉄槌技競争が行なわれ
競争遊戯としては、
- 1) 三脚競争， 2) 韓信競争， 3) 竹馬競争
 - 4) 蛙飛競争， 5) 提燈競争， 6) 芋拾競争
 - 7) 食菓競争
- この運動会も兵学寮と性格的に同じといえ、内容は外国輸入種目をそのままの形で行なうのではなく日本的内容の遊戯を加味するなど、種目に整備をほどこしていることが注目される。

これらに次ぐのが、明治16年（1884）6月に、東京大学で開催された³⁾運動会で、トラックとフィールドの種目が中心となっており、後の陸上競技を中心とする運動会の基礎となったものといえる。これが定期的行事の陸上運動会の始まりとされている。ところで、この運動会には、「競技者心得」五条が採用され次のような事柄が掲げられていた。

1. 競走ハドラノ音ヲ以テ発スルコト
 1. 競走ノ長サハ埒ノ内規リニテ量ルコト
 1. 各競技ヲ始ムル前鈴ヲ鳴ラスベシ
 1. 杆飛、長飛、高飛、クリケット玉抛ケ方、大砲玉抛ケ方、槌ノ抛ケ方ハ各競技者二度宛其技ヲ試ムルヲ許ス
 1. 競技中故意ニ他ノ競技者ノ妨ヲナスモノハ当日中総テ他ノ競争へ入ルヲ禁スヘシと規定され、運動会についての諸規則が整備されたことが窺われる。
- また、競技種目は次のようなものが掲げられた。
- 1) 百ヤルド競走 2) クリケット丸抛げ方
 - 3) 二百ヤルド競走 4) 高飛び
 - 5) 二百二十ヤルド競走 6) 大砲丸抛げ方
 - 7) 二百二十ヤルド最後の競走 8) 猿飛び
 - 9) 四百四十ヤルド競走 10) 来賓競走
 - 11) 竿飛び 12) 柵飛び競走
 - 13) 柵飛び最後の競走 14) 槌の抛げ方
 - 15) 八百八十ヤルド競走 16) 教員競走
 - 17) 一足競走 18) 慰め競走

このように「競技者心得」や「競技種目」によってみると、前者の二つの運動会とくらべて、レクリエーション的なものがほとんどなくなった事が一つの特徴といえよう。

以上の如き例にみられるように、わが国における運動会は、学校体育の中から発達したものではなく、外国人の指導の下で洋式スポーツの紹介というかたちで、主に高等教育機関において始まったといえる。

こうして始まった運動会がやがて明治19年～20年にかけて学校体育の中で主として学校行事として全国的に普及するようになる。

それを宮城県の場合についてみてみよう。最近、明治期の学校行事について、ユニークな立場から注目される研究成果を公にされた、山本・今野両氏の研究によれば、宮城県における最初の運動会は、明治20年4月17日、上塙原で開催された「遠田郡小学校運動会」であったとされている。⁴⁾ ところでこの運動会において実施された競技種目は、1) 全隊ニヨル柔軟体操、2) 噎鉛体操、3) 波線渦線駆足、4) 鯨波、5) 縄引、6) 球竿、7) 球技、8) 旗取競争、等であったとされ、「兵式体操」の進出が確認される。

更にこの運動会に次ぐのが、明治20年9月11日、開催の「栗原郡内九校連合生徒運動会」であった。⁵⁾

従って山本・今野両氏の研究成果によれば、宮城県における運動会の起源は、明治20年4月の「遠田郡小学校運動会」であったということになる。

ところで、『佐沼小百年のあゆみ』（昭和47年刊）によれば、その沿革を辿った、明治19年6月の項に「……郡内各小学校生徒ノ大運動会ガ石森村熊野堂ニオイテ行ナワレ、参加者五〇〇名、郡内ハモチロン近県ヤ岩手県カラマデ来観者ガアリ、一万人ト記録サレ盛況デアッタ…」⁶⁾との記述がみられる。

この記述が史実として正確なものとすれば宮城県における最初の運動会は、この「登米郡内各小学校生徒大運動会」であったとみることができるのである。いずれにしてもこうして始まった運動会が、明治20年以降、県内各地で開催されるようになった。例えば、名取郡西多賀小学校の『沿革史』の一節（明治20年）に、「……本村三ヶ峰ニ於テ本校外七校ノ連合運動会ヲ開ク、因ニ記ス、當時体操ノ研究所々ニ起り時ニ教員ノ連合運動会アリテ体操科ノ実習流行シタルナリ……」⁷⁾と記され、また、宮城郡利府町小学校『沿革誌』の明治21年11月の項に「本郡（宮城郡）小学校十二連合シテ蒲生海岸ニ於テ秋季運動会ヲ挙行ス」とあり、更に仙台市木町通小学校の『沿革』の一節に、明治21年10月、

森文相が来仙し、その際「市内小学校生徒連合シテ大運動会ヲ宮城野練兵場ニ催セリ……」⁹⁾とあることなどによって確認される。

以上の例によって、当時の運動会が郡、区単位で開催された各学校連合の運動会であったことが指摘され、その際、その挙行場所は、校外の川原、浜辺、原野、神社境内等であり、運動場などを使用する例は皆無に近い状況であった。このことは、明治20年代に至ってなお学校の体育的環境がほとんど未整備であったことと関連していることと考えられる。各小学校に体操場を設けるべきことが規定されたのが、明治23年のいわゆる第二次「小学校令」においてであり、その面積は「生徒百名未満ハ百坪以上トシ百名以上、一名ニ付一坪以上ノ割合トス」とされた。¹⁰⁾

更に屋外の体操場については、明治33年のいわゆる、第三次「小学校令」によって義務設置が規定された。¹¹⁾

従って各学校に体操場や運動場が設置されるようになるのは、明治20年代末から30年代にかけてのことである。

宮城県において本格的な校舎の建築がみられるのは、20年代から30年代にかけてのことであり、この頃になると運動会が学校単位で開催されるようになってくるのである。

いずれにしても、明治期の運動会が、学校体育における「兵式体操」の導入を契機として、「兵式体操」の実践の場として位置づけられたところに、その普及の基盤があったことが指摘できるようであり、そこに明治期運動会の特色があったと言い得よう。

以上、運動会を宮城県における学校体育の成立と展開過程の一侧面を示すものと考え、若干考察してみた。その後の運動会が学校体育、学校教育の中においてどのように位置づけられ、いかなる役割を果たしていったのか、今後の研究課題としたい。

（藤井邦夫）

註

I

- 1) 例えば中島太郎『近代日本教育制度史』1966, P. 30, 文部省『学制百年史』1972, P. 124,などの見解を代表的なものとして挙げができる。
- 2) 宮城県蔵「学事関係文書」1038, 以下, 「学制」条文は『明治以降教育制度発達史』第1巻, pp. 277-299.
- 3) 県学事文書, 1038, 原文朱書
- 4) 宮城県史料(1)中小学設立方法達書（内閣文庫「府県史料」マイクロフィルム版）
- 5) 宮城県史料(1)管内学校調
- 6) 『文部省年報』各年度所収「宮城県学事年報」によって集計、併せて拙稿「宮城県における教育近代化過程の実態」（『地方教育史研究Ⅱ』1972, 所収）参照
- 7) 「学制序文」『発達史』第1巻 pp. 276.
- 8) 県学事文書714, 明11.9.24
- 9) 県学事文書685, 明9.1
- 10) 当時の教員の実態については、註6)で示した拙稿論文 pp. 29-31
- 11) 『文部省第6年報』（明治11年）宮城県学事年報 P. 52
- 12) 宮城県図書館蔵「東北新聞」明治8年1月第13号
- 13) 註8)に同じ
- 14) 宮城県における教員養成機関の成立過程については、拙稿「宮城県伝習学校の成立について」（『教育思想』第2号, 1974）参照のこと
- 15) 註2)に同じ
- 16) なお詳細は、拙稿「地方史料による日本教育の近代化過程に関する史的考察」（『教育思想』創刊号, 1972), 「東北地方における近代学校成立過程上の特徴と限界(一)(二)」（『秋田県教育史研究』第7号, 1973, 第8号, 1974) なお、目下編集を進めている『宮城県教育百年史』（全5巻）第1巻（明治編）において筆者は更に詳しく明治期全般にわたって論述しておいた。

II

- 1) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 696
- 2) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 696
- 3) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 696

- 4) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』
昭和38年 P. 380
- 5) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 696
- 6) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 696
- 7) 宮城県『宮城県史卷11』 昭和34年 P. 16
- 8) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』
昭和38年 P. 499
- 9) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 697
- 10) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 695
- 11) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 695
- 12) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 697
- 13) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 697
- 14) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』(1)
昭和38年 P. 465
- 15) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』(1)
昭和38年 P. 495
- 16) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』(1)
昭和38年 P. 456
- 17) 文部省『日本教育史資料』(1) 明治23年 P. 699
- 18) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』①
昭和38年 P. 464
- 19) 宮城県『宮城県史卷18』 昭和34年 P. 450
- 20) 今村嘉雄『体育史資料年表』 昭和38年附録
P. 27～P. 107
- { }内の数字は『宮城県史卷18』のP. 385～P. 394に記載された。仙台藩政時代行なわれていた武術と、その流派数を記入したもので、柔術の中に捕手、縄術を含まない。
- 21) 文部省『日本教育史資料』(1) 昭和23年 P. 697
- 22) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』
昭和38年 P. 377
- 23) 吉川圭三『古事類苑』卷44 昭和44年
P. 877～P. 878
- 24) 今村嘉雄『体育史資料年表』 昭和38年 P. 451
- 25) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』
昭和38年 P. 519～P. 523

III

- 1) 『明治以降教育制度発達史』第1巻 pp. 283-285,
(以下『発達史』と略す)
- 2) 『発達史』第1巻 pp. 397-415
- 3) 『明治文化全集』第10巻(教育篇)所載 pp. 455-

- 496, 同書の意義については同上書所収の「解題」のほか、『近代日本教育論集』第8巻(教育学説の系譜)所収解説(稻垣忠彦氏執筆)等を参照。ちなみに教育史関係書で「体育」概念を用いた最初のものは、佐藤誠実著『日本教育史』(明治23・24年初版、最近仲新校訂で復刻版が出版された。)である。
- 4) わが国における「体育」概念の形成過程について
は木下秀明『日本体育史序説』1971、が詳しい。
- 5) 宮城県蔵「学事関係文書」1038、明6.1.31
- 6) 木町通小学校蔵『沿革誌』における開校時の記録による。
- 7) 『発達史』第1巻 pp. 421-438
- 8) 「榭中体操法図」は、ドイツの医者シュレーバー(G. M. Schreber)の原著『Aerztliche Zimmer-Gymnastick』附録図の翻訳、『体操図』はスコットが師範学校の教材として作成したものである。前者が6000部、後者が53000部翻刻されたと言われるが、地方には余り普及しなかった。宮城県では皆無である。
- 9) 『文部省第6年報』(明治11年)「宮城県学事年報」
pp. 51-52
- 10) 学事関係文書(711) 明11.6
- 11) 『文部省第3年報』(明治8年)「宮城県学事年報」
P. 526
- 12) 『人身窮理』はカットル原著明治6年邦訳、当時生理関係の教科書として広く使用された。(岸野雄三『近代体育スポーツ年表』1973、P. 39参照)、なお明治時代の体育関係教科書については『日本教科書大系』第27巻所載の木下秀明氏の解説及び倉沢剛『小学校の歴史(I)』1963等参照。
- 13) 註11)に同じ
- 14) モルレーの教育史における諸活動については仲新「教育行政史上における David Murray」と学監考案日本教育法(『教育学研究』第32巻第2号1956)、Mrs Murray『In Memoriam』1915, New York 参照。
- 15) 『文部省第1年報』(明治6年) pp. 142-148「巡視申報」
- 16) 『文部省第7年報』(明治12年) P. 715、なお体操伝習所については、前掲木下氏著書のほか、特に能勢修一『明治体育史の研究』1965、が詳しい。
- 17) リーランドは、アマスト大学出身の医学士で、明治11年来日、体操伝習所で特に「軽体操」の指導にあたった。

- 18) 坪井玄道は明治後期における学校体育を確立した人物として有名であるが、仙台時代の坪井について不明な点が多い。後の活動との関連で今後更に明らかにすべきであろう。若干の史料を発見しているが他日機会を改めて発表したいと考えている。
- 19) 宮城県史料(7)明治10年
- 20) 註12) 参照のこと
- 21) 宮城県史料(1)明治12年
- 22) 「教育令」制定の過程については、拙稿「自由民権運動の教育的意義に関する若干の考察」（「教育学研究第39巻第1号」1972, 同「明治十年代における教育政策の転換とその地方への浸透過程」（「仙台大学紀要」第5集）1973, 等において触れておいた。また、その受容については拙稿「東北地方における近代学校成立過程上の特徴と限界」（『秋田県教育史研究』第8号）1974, を参照いただきたい。
- 23) 『発達史』第2巻 pp. 161-165
- 24) 「改正教育令」の条文は『発達史』第2巻
pp. 201-206
- 25) 『発達史』第2巻 pp. 252-256
- 26) その全記録は拙編『宮城県における自由民権運動と教育』1973, に復刻しておいた。引用は同誌による。
- 27) 井上一男『学校体育制度史』増補版 1972,
P. 28参照
- 28) 「学政片言」, (『明治啓蒙思想集』 pp. 267-268 所収)
- 29) 諸「学校令」の条文は, 『発達史』第3巻 pp. 37-38, pp. 150-151, P. 497, なお, 森有礼文相の教育思想並びに「兵式体操」の導入については, 木下秀明『日本体育史研究序説』1971, 及び「森有礼の思想と教育政策」（海後宗臣外「東京大学教育学部紀要」第8巻）1965, 高津勝「国民教育制度成立期の学校体育政策」（『体育学研究』第17巻 第3号）1972, 等を主として参考とした。
- 30) 『文部省年報』（明治19年度以降）及び『宮城県布令類纂』（各年度版）, 『宮城県学事令規』（内閣文庫蔵マイクロフィルム版）等を参照。なお, 諸「学校令」の宮城県への浸透過程については, 拙稿『宮城県教育百年のあゆみ』（宮城県教育委員会刊, 1972）及び近刊予定で, 筆者も執筆を分担している『宮城県教育百年史』（全5巻）第1巻（明治編）を参照いただきたい。

IV

- 1) 山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー』1973, pp. 364-365, 外に, 東京大学体育研究室『運動会の事典』1963, 『日本近代教育史事典』1971, 岸野雄三編『近代体育スポーツ年表』1973等参照。
- 2) 前掲『近代教育の天皇制イデオロギー』 pp. 366-736
- 3) 前掲『近代教育の天皇制イデオロギー』 pp. 367-368, 及び木下秀明『日本体育史研究序説』 1971, pp. 193-197
- 4) 前掲『近代教育の天皇制イデオロギー』 pp. 370-371 所収「大日本教育会雑誌」第64号による。なお, 近代以降の宮城県における学校体育の歴史についての先行研究は皆無に近い状態であり, 運動会についても同様である。従って当面は各地の学校の沿革誌の類から運動会に関する史実を析出することから本研究は始められた。なお, 「大日本教育会雑誌」及び「宮城県教育会雑誌」の詳細な検討を今後為すべきなければならないであろう。
- 5) 前掲『近代教育の天皇制イデオロギー』 pp. 370-371
- 6) 『佐沼小百年のあゆみ』1972, P. 19
- 7) 同校沿革史（未刊）より, (本共同研究のメンバー千葉の史料メモによる。)
- 8) 『利府教育小史』1973, P. 111
- 9) 仙台市立木町通小学校100周年記念誌『培根』1974, P. 54 なお, 明治20年代以降の宮城県の教育については『宮城県史(1)教育』1959, 及び『宮城県教育百年のあゆみ』（執筆千葉, 宮城県教育委員会刊）1972, 等を参照。
- 10) 『明治以降教育制度発達史』第3巻 P. 76
- 11) 前掲書 第4巻 pp. 74-75, なお, 学校行事・祝日祭・儀式と運動会との関連については, 前掲『近代教育の天皇制イデオロギー』のほか, 佐藤秀夫氏の「わが国小学校における祝日・大祭日・儀式の成立過程」（『教育学研究』第30巻 第3号 所収, 1963）と題する論文があるが, 詳細な検討は今後の課題として残される。

Historical Approach to The school Physical Education in Miyagi Prefecture (Report I)

M. Chiba, I. Kawamura, K. Fujii

In the early Meiji Period, When Japan set out on the road to the modernization, all of the nation's culture and educational leaders considered nation building and character building to be one and the same thing as a like Europe and America.

In the educational Act of 1872-called "Gakusei," public school were established throught Japan. The process of the modernization of education in Japan may be traced both through the process of the organization of elementary school and through the westernization of the curricula, teaching method, etc. of the schools.

Just at this time the school physical Education in Japan had begun.

The object of this report (I) is to make analysis the process of the establishment of the modern school physical Education in the Meiji Period, based on the historial materials owned by Miyagi Prefecture.

The contents are as follows;

Preface

- I. The establishment of Modern school in Miyagi Prefecture.
- II. Military training in Sendai-Han School in the Edo era.
- III. Development of school Physical Education at Meiji period.
- IV. Begining of Athletic meeting at Miyagi Prefecture.